The MIDORI Prize for Biodiversity 2020 のノミネーションを開始

・The MIDORI Prizeは、隔年開催の国際賞で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し顕著な功績のある個人3名を顕彰します。
・この特徴ある賞は、人類の福祉について生物多様性が果たす重要な役割及び気候変動のような地球規模の課題に関する人々の認識を高めるものです。
・本賞の授賞式は、東京において2020年9月18日に開催されます。

2019年11月27日：「The MIDORI Prize for Biodiversity 2020（第6回生物多様性みどり賞）」の候補者の推薦が開始されました。受付期間は2020年3月30日までです。

The MIDORI Prize は、公益財団法人イオン環境財団と生物多様性条約事務局の共催による隔年開催の国際賞で、生物多様性の保全と持続可能な利用に関し顕著な功績のある個人 3 名を顕彰するものです。受賞者の優れた業績を紹介することにより、生物多様性に関する積極的な取組を促進し、また人々の関心を喚起することを目的としています。

本賞は、国際生物多様性年であった 2010 年に、イオン環境財団によって創設され、2020 年に第 6 回目の開催を迎えます。

岡田卓也（公益財団法人イオン環境財団　理事長、イオン株式会社　名誉会長）
「生物多様性の保全と気候変動の防止は、現代における重大な２つの環境問題とされています。当財団は、本賞がこうした地球規模の環境問題、愛知目標の達成及び国連生物多様性の 10 年（2011－2020 年）の目的に貢献できればと考えています。」

エリザベス・マルマ・ムレマ　（生物多様性条約事務局　事務局長代理）
「MIDORI Prize は、世界各地で生物多様性の保護のために尽力する個人の活動に、脚光を浴びせる特別な機会です。私たちは、地球規模の新たな生物多様性に関する枠組みの合意に向けて、歩みを進めています。MIDORI Prize は、人類福祉の基盤であるという、生物多様性の本質的な役割についてだけでなく、気候変動など地球規模の課題に対して、生物多様性が自然を活用した解決策になることについても、人々に気づきを与え続けています」

本賞は、第 15 回生物多様性条約締約国会議（COP 15）に先立ち、2020 年 9 月 18 日に開催される授賞式で表彰されます。また、イオン環境財団の設立 30 周年を記念するイベントが同日開催される予定で、歴代の MIDORI 賞受賞者がパネルディスカッションに登壇する予定です。

授賞候補者の推薦は、イオン環境財団のウェブサイト（www.aeon.info/ef/en/prize/）にて受け付けております。

編集者註

The MIDORI Prize for Biodiversity

本賞は、生物多様性条約締約国会議に合わせて実施される隔年開催の国際賞です。国際生物多様性年、名古屋における生物多様性条約第10回締約国会議、およびイオン環境財団の設立20周年を記念して、同財団により2010年に創設されました。本賞は、生物多様性条約第15回締約国会議に先立ち、2020年9月18日、東京において開催される授賞式において、3名の受賞者に授与されます。また各受賞者には副賞賞金10万USドルが贈られます。過去の受賞者は以下の方々が含まれます。アルフォンソ・アギーレ＝ムーニョス（メキシコ）、カマル・バワ（インド）、フアン・カルロス・カスティーリャ（チリ）、グレッチェン・C・デイリー（米国）、ユーリ・ダーマン（ロシア）、ロドリゴ・ガメス=ロボ　（コスタリカ）、ジャン・ルミール　（カナダ）、キャシー・マッキノン（イギリス）、アルフレッド・オテング＝イエボア（ガーナ）、ボ・クイ（ベトナム）、エミル・サリム　（インドネシア）、アサド・セルハル（レバノン）、ヴァンダナ・シヴァ（インド）、ビビアナ・ヴィラ（アルゼンチン）、アブドゥル・ハミッド・ザクリ（マレーシア）※アルファベット順、敬称略。本賞の詳細は、www.aeon.info/ef/en/prize/よりご覧頂けます。ノミネーションはイオン環境財団ホームページ www.aeon.info/ef/en/にて2019年11月27日から2020年3月30日まで受け付けております。

公益財団法人イオン環境財団

公益財団法人イオン環境財団は、平和の追求、人間の尊重、地域への貢献というイオンの基本理念に基づき、1990 年に設立されました。当財団は、設立以来、環境活動を行う団体への助成や、国内外での植樹活動、また、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するために、顕彰をはじめ、環境分野での人材育成にも取り組んでまいりました。設立25周年を迎えた2015年には、地球環境保全が世代と国境を越えた課題であるとの認識のもと、中国北京市において第4回「日中環境国際シンポジウム」を開催し、「イオン北京環境提議」を締結致しました。生物多様性の保全と地球温暖化防止は、現代における最重要課題とされています。みどり賞がこうした世界的な課題に取り組むきっかけとなり、2010 年採択の愛知目標や、「国連生物多様性の 10 年」のさらなる推進に貢献できれば幸甚です。住所：〒261-8515　千葉県千葉市美浜区中瀬1－5－1／ホームページ：http://www.aeon.info/ef/

生物多様性条約（CBD）

生物多様性条約は、1992 年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で採択された国際条約の1つで、翌1993年12月に発効しました。同条約は、生物多様性の保全、生物多様性とその構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。現在の締約国は196か国であり、全世界的に加盟されている条約です。同条約は、科学的な評価、ツール開発、インセンティブとプロセス、技術や優れた実践事例の移転、先住民族・地域コミュニティ・ユース・ＮＧＯ・女性・ビジネスコミュニティ等、 関連ステークホルダーの積極的で十分な参加により、気候変動による脅威など生物多様性や生態系サービスに対するあらゆる脅威に取り組んでいます。カルタヘナ議定書と名古屋議定書は本条約の補足的協定です。カルタヘナ議定書は2003年9月11日に発効され、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物（Living Modified Organism）が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を規定するものです。現在172か国が署名しています。名古屋議定書は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益公正かつ衡平に配分されるよう，遺伝資源の提供国及び利用国がとる措置等について定めるものです。2014 年 10 月 12 日に発効し、現在 123 か国が署名しています。詳しくは、「生物多様性条約事務局ホームページ（www.cbd.int/）」をご覧ください。お問い合わせは以下まで：David Ainsworth TEL +1 514 287 7025/ david.ainsworth@cbd.int; Johan Hedlund TEL +1 514 287 6670/johan.hedlund@cbd.int